各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱

（平成１８年４月１日決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、各務原市耐震改修促進計画に基づき、建築物等の耐震診断の実施及び耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを促進することを目的として、各務原市の区域内に存する建築物等の耐震化促進事業を実施する者に対し必要な経費の一部を助成するため、市が予算の範囲内で各務原市建築物等耐震化促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）旧基準建築物　昭和５６年５月３１日以前に着工された建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

（２）木造住宅　旧基準建築物で、木造の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のもの）を含む。）のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるものをいう。

（３）マンション　旧基準建築物で、共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積１，０００㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として３階以上のものをいう。ただし、次号の分譲マンションを除く。

（４）分譲マンション　旧基準建築物で、大部分が人の居住の用に供する区分所有である共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積１，０００㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として３階以上のものをいう。

（５）特定建築物　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「耐震改修促進法」という。）第１４条第１号に定める建築物であって旧基準建築物であるものをいう。

（６）要安全確認計画記載建築物　耐震改修促進法第５条第３項第２号の規定により岐阜県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。

（７）要緊急安全確認大規模建築物　耐震改修促進法附則第３条に定める建築物をい

う。

（８）緊急輸送道路沿道建築物　耐震改修促進法第１４条第３号に定める建築物であって旧基準建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物であるものを除く。）をいう。

（９）相談士　岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成１３年１１月１日施行）に基づき、岐阜県知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。

（助成金交付対象事業等）

第３条　助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び経費（以下「助成対象経費」という。）並びに助成金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、岐阜県及び市が行う他の補助金、資金貸付及び利子補給金等を受けている事業（岐阜県住宅リフォームローン利子補給制度を受けている事業を除く。）を除くものとする。

（助成金交付対象者）

第４条　助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市税を滞納していないものとする。

（１）分譲マンションにあっては、当該分譲マンションを管理する団体（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条に規定する団体をいい、同法第４７条第１項に規定する法人を含む。以下「管理団体」という。）

（２）分譲マンション以外の建築物にあっては、当該建築物の所有者（所有者が死亡している場合にあっては、当該所有者の２親等以内の親族）

（３）建築物（賃貸されている一戸建て住宅に限る。）の賃借人（助成対象事業を行うことにつき、前号に規定する者の同意を得ている者に限る。）

（４）その他市長が適当と認める者

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成金の交付の対象としない。

（１）各務原市補助金交付規則第３条の３各号のいずれかに該当する者

（２）区分所有者のいずれかが市税を滞納している分譲マンションの管理団体

第５条　削除

（実施計画書及び実施承諾書）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第１の部に掲げる事業（以下「耐震診断事業」という。）にあっては耐震診断事業実施計画書（様式第１号）に、同表２の部に掲げる事業（以下「耐震改修計画策定事業」

という。）にあっては耐震改修計画策定事業実施計画書（様式第２号）に、同表３の部及び４の部に掲げる事業（次項、第８条、第９条、第１０条、第１１条第１項及び第１３条第２項において「耐震改修工事」という。）にあっては耐震改修工事実施計画書（様式第２号の２）に、関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめ当該事業の実施承諾を得なければならない。

２　市長は、前項による申請がこの要綱に適合していると認めた場合は、耐震診断事業にあっては耐震診断事業実施承諾書（様式第３号）を、耐震改修計画策定事業にあっては耐震改修計画策定事業実施承諾書（様式第３号の２）を、耐震改修工事にあっては耐震改修工事実施承諾書（様式第４号）を、速やかに申請者に交付するものとする。

（実施計画の変更等）

第７条　前条の規定により承諾を得た者（以下「助成対象者」という。）が、当該事業の内容を変更又は中止しようとするときは、事業計画変更・中止届書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の変更の届書がこの要綱に適合していると認めた場合は、速やかに事業計画変更承諾書（様式第６号）を、当該届書を提出した者に交付するものとする。

（完了報告及び助成金交付申請）

第８条　助成対象者は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から３０日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに耐震診断事業にあっては耐震診断事業完了報告書（様式第７号）及び耐震診断助成金交付申請書（様式第８号）を、耐震改修計画策定事業にあっては耐震改修計画策定事業完了報告書（様式第８号の２）及び耐震改修計画策定助成金交付申請書（様式第８号の３）を、耐震改修工事にあっては耐震改修工事完了報告書（様式第９号）及び耐震改修工事助成金交付申請書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定通知）

第９条　市長は、前条に規定する報告書及び申請書の提出があった場合、速やかに審査し助成金の交付を適当と認めたときは、耐震診断事業にあっては耐震診断事業助成金交付決定通知書（様式第１１号）により、耐震改修計画策定事業にあっては耐震改修計画策定助成金交付決定通知書（様式第１１号の２）により、耐震改修工事

にあっては耐震改修工事助成金交付決定通知書（様式第１２号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第１０条　前条の規定による通知を受けた助成対象者は、耐震診断事業においては耐震診断事業助成金交付請求書（様式第１３号）に、耐震改修計画策定事業にあっては耐震改修計画策定事業助成金交付請求書（様式第１３号の２）に、耐震改修工事にあっては耐震改修工事助成金交付請求書（様式第１４号）に前項の交付決定通知書の写しを添付し、市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（代理受領）

第１１条　助成対象者は、助成対象事業を請け負った事業者又は耐震改修工事に係る工事監理を行った者（次項において「事業者等」という。）に助成金を受領させることができる。

２　助成対象者は、前項の規定により事業者等に助成金を受領させようとするときは、第８条の規定による完了報告及び交付の申請の際、代理受領申出書（様式第１５号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第１２条　市長は、助成金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全額若しくは一部の返還を当該助成対象者に対して命ずることができる。

（１）この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

（２）助成金交付の条件に違反したとき。

（３）偽りその他不正の行為があったとき。

（耐震改修後の維持管理等）

第１３条　助成対象者は、当該建築物の耐震性が維持されるよう適切に維持管理しなければならない。

２　助成対象者は、助成金の交付を受けた年度終了後５年間は、耐震改修工事を行った部分の改造等を行わないものとする。ただし、建築物の維持管理上必要な改造等で市長が適当と認めた場合は、この限りでない。

（書類の保管）

第１４条　助成対象者は、この事業における収支に関する帳簿を備え、領収書等関係

書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならない。

（検査等）

第１５条　市長は、当該助成対象者に対して事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を実施する建築物等について適用する。

（各務原市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱及び各務原市木造住宅耐震補強工事助成事業実施要綱の廃止）

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

（１）各務原市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱（平成１４年３月２９日決裁）

（２）各務原市木造住宅耐震補強工事助成事業実施要綱（平成１６年４月１日決裁）

３　令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に実施する別表３の部住宅耐震改修工事の款木造住宅の項要件の欄第２号に規定する上部構造評点が１．０未満とされた木造住宅で、改修後の評点が１．０以上となる耐震改修工事に係る助成金の額については、同項助成金の額の欄第１号の規定にかかわらず、助成対象経費（工事監理に係る費用を除く。）に１０分の９を乗じて得た額（１，０００円未満の端数は切り捨てるものとし、上限は１５０万円とする。）とする。この場合において、同項助成対象経費の欄に規定する限度額は、適用しない。

４　前項の規定にかかわらず、同項の規定の適用を受ける場合であって、利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。）を利用するときの助成金の額は、同項に規定する助成金の額から、別表３の部住宅耐震改修工事の款木造住宅の項助成金の額の欄第１号イにより算定した額を減じた額とする。

附　則（平成１８年６月３０日決裁）

１　この要綱は、平成１８年７月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定

は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施する建築物等について適用する。

附　則（平成２０年４月１日決裁）

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際、現に岐阜県木造住宅耐震診断マニュアルによる耐震診断を受け、建物評点が２点以下と判定された木造住宅については、前項の規定にかかわらず、新要綱第３条第３号の交付対象事業とみなす。

附　則（平成２１年３月３０日決裁）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附　則（平成２２年８月３０日決裁）

１　この要綱は、平成２２年９月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２４年２月１日決裁）

１　この要綱は、平成２４年２月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例

による。

附　則（平成２５年３月２５日決裁）

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２５年５月３０日決裁）

１　この要綱は、平成２５年６月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２６年４月１日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２８年４月１日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成２９年３月３１日決裁）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震改修工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附　則（令和２年４月１日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施するものについて適用し、同日前に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附　則（令和６年３月２９日決裁）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年８月１９日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日決裁）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施するものについて適用し、同日前に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附　則（令和８年７月１日決裁）

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に事業の実施の承諾の申請を行う者について適用し、同日前に事業の実施の承諾の申請を行った者については、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">助成対象事業</th><th rowspan="2">助成対象経費</th><th rowspan="2">助成金の額</th></tr>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>対象建築物</th><th>要件</th></tr>
<tr><td>１</td><td></td><td>要安全確認計画記載建築物以外の建築物</td><td>（１）建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）の別添の指針（以下</td><td>（１）一戸建て住宅は１戸当たり２０４，０００円を限度とする（消費税及び地方消費税を</td><td>助成対象経費の３分の２以内とし、１，０００円未満の端数は切り捨てる。</td></tr>
</table>

			「指針」という。）に基づく耐震診断であること。 （２）分譲マンションにあっては、対象建築物の管理団体が行う事業であること。 （３）分譲マンション以外の建築物にあっては、第４条第１項に規定する者（以下「所有者等」という。）が行う事業であること。 （４）耐震診断の結果について、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の「耐震評価委員会」又は岐阜県知事の認めた専門機関（以下「専門機関等」という。）に諮られたものであること（特定建築物に限る。）。	含めない。次号において同じ。）。 （２）一戸建て住宅以外の建築物は次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、２，３５０，０００円を限度として加算することができる。 ア　延べ面積１，０００㎡以内の部分　４，５８０円／㎡以内 イ　延べ面積１，０００㎡を超	
	建築物耐震診断事業				

				えて２，０００㎡以内の部分２，３５０円／㎡以内 ウ　延べ面積２，０００㎡を超える部分１，５７０円／㎡以内	
		全計画認定建築物の対象安全確保促進事業（国土交通省）（耐震緊急事故防止対策事業補助金を活用した場合に限る。）	（１）指針に基づく耐震診断であること。 （２）対象建築物の所有者等が行う事業であること。 （３）建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）第５条第１項第１号又は第２号に規定する者による耐震診断であること。 （４）耐震診断の結果が専門機関等に諮られたものであること。	（１）次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする（消費税及び地方消費税を含む。以下この号及び次号において同じ。）。 ア　延べ面積１，０００㎡以内の部分４，５８０円／㎡以内 イ　延べ面積１，０００㎡を超えて２，０００	助成対象経費以内とする。ただし、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第２３条第１項及び第２項の規定に基づき国土交通大臣が定める額を限度とし、１，０００円未満の端数は切り捨てる。

				㎡以内の部分 ２，３５０円／㎡以内 ウ　延べ面積２，０００㎡を超える部分 １，５７０円／㎡以内 （２）上記のほか、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、２，３５０，０００円を限度として加算することができる。	
２	特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定	特定建築物（要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築	（１）対象建築物の所有者等が行う事業であること。 （２）指針に基づく耐震診断の結果、建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項第一号の規	次に定める額に延べ面積を乗じて得た額を限度とする（消費税及び地方消費税を含めない。）。 （１）延べ面積１，０００㎡以内の部分	助成対象経費の９分の４以内とし、１，０００円未満の端数は切り捨てる。

		物を除く。）及び緊急輸送道路沿道建築物	定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成１８年国土交通省告示第１８５号。以下「安全基準」という。）に適合しない場合にあっては、安全基準に適合するための計画の策定であること。 （３）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士により策定される耐震化のための計画であること。 （４）計画の結果について、専門機関等に諮られたものであること（建替えの場合を除く。）。	３，１１０円／㎡以内 （２）延べ面積１，０００㎡を超えて２，０００㎡以内の部分１，３３０円／㎡以内 （３）延べ面積２，０００㎡を超える部分８９０円／㎡以内	
		要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物			助成対象経費の６分の５以内とし、１，０００円未満の端数は切り捨てる。
３	住宅耐震改修工事	木造住宅	（１）対象建築物の所有者等が行う事業であること。 （２）相談士が「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」に基づき実施する耐震診断の結果、上部構	当該耐震改修工事に係る工事費（工事監理に係る費用を含み、消費税及び地方消費税を含まない。）とし、１戸当たり１，２００，０００円を限度とする。	（１）評点が１．０未満とされた木造住宅で、改修後の評点が１．０以上となる耐震改修工事の場合次に掲げる額の合計額。ただし、利子補給制度を利用する場合には、アに定める額 ア　助成対象経費に２

			造評点（以下この項において「評点」という。）が１．０未満とされた木造住宅で、改修後の評点が１．０以上となる耐震改修工事又は評点が０．７未満とされた木造住宅で、改修後の評点が０．７以上となる耐震改修工事であること。 （３）改修後の評点が０．７以上となる耐震改修工事の場合にあっては、地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止対策を実施すること。 （４）相談士が耐震改修に関する設計及び工事監理を実施する耐震改修工事であること。		分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数は切り捨てるものとし、上限は６０万円とする。） イ　助成対象経費（工事監理に係る費用を除く。）に５分の２を乗じて得た額（１，０００円未満の端数は切り捨てるものとし、上限は５７５，０００円とする。）。この場合において、助成対象経費の欄に規定する限度額は、適用しない。 （２）評点が０．７未満とされた木造住宅で、改修後の評点が０．７以上となる耐震改修工事の場合　次に掲げる額の合計額 ア　助成対象経費に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数は切り捨てるものとし、上限は６０万円とする。） イ　助成対象経費に１，０００分の１１５を乗じて得た額（１，０００円未満の端数は切り捨てるものとし、上限は２４万円とする。）。この場合において、助成対象経費の欄に規定する限度額は、適用しない。
		分譲マンション	（１）対象建築物の管理団体が行う事業である	延べ面積に１㎡当たり５１，７００円を乗	助成対象経費に０．２３を乗じて得た額の１０分の７以内の額とし、

			こと。 （２）指針に基づく耐震診断の結果、安全基準に適合しない場合に、安全基準に適合するための耐震改修工事であること。 （３）建築士法第２条第２項に規定する一級建築士により実施される耐震改修工事であること。 （４）耐震改修促進法第１７条第３項の規定による建築物の耐震改修の計画の認定を受けた耐震改修工事であること。 （５）社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年３月２６日付け国官会第２３１７号）第６の二のロに規定する効果促進事業による社会資本整備総合交付金を活用できること。	じて得た額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、１㎡当たり８６，４００円を限度とする（消費税及び地方消費税を含めない。）。	１，０００円未満の端数は切り捨てる。
４	特定建築物等耐震改修工事、建	特定建築物（要安全確認計画記	（１）指針に基づく耐震診断の結果、安全基準に適合しない場合で、安全基準	延べ面積に１㎡当たり５７，０００円（マンションにあっては５１，７０	助成対象経費に０．２３を乗じて得た額以内とし、１，０００円未満の端数は切り捨てる。

	替え又は除却	建築物、要緊急安全確認大規模建築物（地域防災拠点等建築物に該当するものに限る。）又は緊急輸送道路沿道建築物を除く。）	に適合するために行う耐震改修工事、建替え又は除却であること。 （２）建築士法第２条第２項に規定する一級建築士により実施される耐震改修工事、建替え又は除却であること。 （３）耐震改修工事にあっては、改修計画が専門機関等に諮られたものであること。 （４）特定建築物又は緊急輸送道路沿道建築物にあっては、対象建築物の所有者等が行う耐震改修工事であること（次号に該当するものを除く。）。 （５）要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物にあっては、対象建築物の所有者等が行う耐震改修工事、建替え又は除却であること。	０円）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると市長が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は、１㎡当たり９３，３００円（マンションにあっては８６，４００円）を限度とする（消費税及び地方消費税を含めない。）。	
		要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物（地域防災拠点等建築物に該当するものに限る。）又は緊急輸送道路沿道			助成対象経費の３分の２以内の額とし、１，０００円未満の端数は切り捨てる。

		建築物			

備考　この表において「地域防災拠点等建築物」とは、地震時に避難者に対する支援、物資調達等で重要な機能を果たすものとして、地域防災計画に位置づけられている建築物又は地方公共団体と協定等を締結している建築物をいう。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒

申請者　住　所

氏　名

電　話（　　）　　－

耐　震　診　断　事　業　実　施　計　画　書

私は、耐震診断を実施するにあたり助成金の交付を受けたいので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

なお、私は暴力団等（各務原市補助金交付規則第３条の３各号に掲げるものをいう。）ではないことを誓約いたします。

所有者	住　　所			
	氏　　名			
建物の概要	所　在　地	各務原市		
	用　　途		建　築　年　月	年　　月
	構　　造		階　　数	
	延　べ　面　積	㎡		
	図書の有無	有（確認済証・構造図・構造計算書・その他　　）・無		
耐震診断者	氏　　名			
	資　　格	（　　）建築士（　　）登録　第　　号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士　登録第（　　）号		
		受講講習会等（　　）		
	建築士事務所	名　　称		
		所　在　地		
		電　話　番　号	郵便番号	
		（　級）建築士事務所（　　）知事登録　第　　号		
診断	実　施　時　期	年　　月		

【添付図書】　（１）耐震診断費用の見積書の写し（２）建築物の建築年、所有者が確認できる書面の写し（固定資産既存家屋証明書、建築確認通知、登記済証等）（３）納税証明書（４）耐震診断者の資格者証等の写し（５）管理組合又は管理組合法人の代表者が確認できる図書の写し（分譲マンションの場合に限る。）（６）その他必要と認める書類

※注　不要な箇所は、═線で抹消すること。

※注　添付図書について、市長が認めたときは別紙同意書により一部を省略することができる。

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒

申請者　住　所

氏　名

電　話（　　）　　－

耐震改修計画策定事業実施計画書

私は、耐震改修計画策定を実施するにあたり助成金の交付を受けたいので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

なお、私は暴力団等（各務原市補助金交付規則第３条の３各号に掲げるものをいう。）ではないことを誓約いたします。

所有者	住　　所				
	氏　　名				
建物の概要	所　在　地	各務原市			
	用　　途		建築年月	年　　月	
	構　　造		階　　数		
	延べ面積	㎡			
	対象建築物区分				
	耐震診断結果				
耐震改修計画策定者	氏　　名				
	資　　格	（　　）建築士（　　）登録　第　　号			
		受講講習会等（　　）			
	建築士事務所	名　　称			
		所　在　地			
		電話番号		郵便番号	
		（　級）建築士事務所（　）知事登録　第　　号			
計画	実施時期	年　　月			

【添付図書】　（１）耐震改修計画策定費用の見積書の写し（２）建築物の建築年、所有者が確認できる書面の写し（固定資産既存家屋証明書、建築確認通知、登記済証等）（３）納税証明書（４）耐震診断者の資格者証等の写し（５）管理組合又は管理組合法人の代表者が確認できる図書の写し（分譲マンションの場合に限る。）（６）その他必要と認める書類

※注　不要な箇所は、═線で抹消すること。

※注　添付図書について、市長が認めたときは別紙同意書により一部を省略することができる。

様式第２号の２（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒

申請者　住　所

氏　名

電　話（　　）　　－

耐　震　改　修　工　事　実　施　計　画　書

（第１面）

私は、耐震改修工事を実施するにあたり助成金の交付を受けたいので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

なお、私は暴力団等（各務原市補助金交付規則第３条の３各号に掲げるものをいう。）ではないことを誓約いたします。

<table>
<tr><td colspan="2">耐　震　診　断</td><td>決定通知日</td><td></td><td>決定通知番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">耐震診断者</td><td>登録番号</td><td></td><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>受講講習会等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">建物概要</td><td>所在地</td><td colspan="4">各務原市</td></tr>
<tr><td>用　　途</td><td></td><td>建　築　年　月</td><td colspan="2">年　　月</td></tr>
<tr><td>構　　造</td><td></td><td>階　　数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>延べ面積</td><td>㎡</td><td>住宅以外の面積
（併用住宅の場）</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>改修区分</td><td colspan="4">・木造住宅　　・分譲マンション　　・特定建築物等（改修・建替え・除却）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">耐震改修設計者</td><td>氏　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">資　　格</td><td colspan="4">（　　）建築士（　　）登録　　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="4">岐阜県木造住宅耐震相談士　登録第（　　）号</td></tr>
<tr><td colspan="4">受講講習会等（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建築士事務所</td><td>名　　称</td><td colspan="3">（　　級）建築士事務所（　　）知事登録　第　　号</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td><td>郵便番号</td><td></td></tr>
</table>

※注　不要な箇所は、═線で抹消すること。

工事監理者	氏　　名			
	資　　格	（　　級）建築士　　（　　）登録　第　　号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士　　登録　第　　号		
		受講講習会等（　　）		
	建　築　士 事　務　所　名	（　　級）建築士事務所（　　）知事登録　第　　号		
	所　在　地			
	電　話　番　号		郵便番号	
工事施工者	所　在　地			
	事　業　所　名	建設業の許可（　　）第　　号		
	電　話　番　号		郵便番号	
工期	着手予定日	年　月　日		
	完了予定日	年　月　日		
事業費	全　事　業　費	円		
	助成対象事業費	円		
耐震診断結果	改修前の評点又は　Ｉ　ｓ　値			
	改修後の評点又はＩｓ値（予定）			

【添付図書】

（１）耐震診断結果報告書の写し

（２）耐震改修工事の設計・工事監理を実施する岐阜県木造住宅耐震相談士の登録証及び事務所協会又は建防協発行の受講修了証（木造住宅耐震補強工事に限る。）の写し

（３）耐震改修工事の内容のわかる図面

（４）耐震改修工事の実施後の建物評点が確認できる計算書

（５）建築物の耐震改修の促進に関する法律第１７条第３項の規定に基づく認定通知書の写し（特定建築物の場合）

（６）事業費の見積書の写し（補助対象内外の区別をしたもの）

（７）事業の工程表

（８）建築物の建築年、所有者が確認できる書面の写し（固定資産既存家屋証明書、建築確認通知、登記済証等）

（９）納税証明書

（１０）その他必要と認める書類

※注　添付図書について、市長が認めたときは別紙同意書により一部を省略することができる。

様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長　　印

耐 震 診 断 事 業 実 施 承 諾 書

年　　月　　日付けにて提出のありました下記の事業に関する耐震診断事業実施計画を調査しましたところ適当と認められますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第６条第２項の規定により承諾書を交付します。

記

１　建物所在地

２　事　業　名

３　建 物 用 途

４　構　　造

５　そ　の　他　　耐震診断事業実施計画書記載のとおり

※注　耐震診断完了後、速やかに耐震診断事業完了報告書及び耐震診断事業助成金交付申請書を提出してください。

様式第３号の２（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長　　印

耐震改修計画策定事業実施承諾書

年　　月　　日付けにて提出のありました下記の事業に関する耐震改修計画策定事業実施計画を調査しましたところ適当と認められますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第６条第２項の規定により承諾書を交付します。

記

１　建物所在地

２　事　業　名

３　建 物 用 途

４　構　　造

５　そ　の　他　　耐震改修計画策定事業実施計画書記載のとおり

※注　耐震改修計画策定完了後、速やかに耐震改修計画策定事業完了報告書及び耐震改修計画策定事業助成金交付申請書を提出してください。

様式第４号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長　　印

耐 震 改 修 工 事 実 施 承 諾 書

年　　月　　日付けにて提出のありました下記の事業に関する耐震改修工事実施計画を調査しましたところ適当と認められますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第６条第２項の規定により承諾書を交付します。

記

１　建物所在地

２　事　業　名

３　建 物 用 途

４　構　　造

５　そ　の　他　　耐震改修工事実施計画書記載のとおり

※注　耐震改修工事完了後、速やかに耐震改修工事完了報告書及び耐震改修工事助成金交付申請書を提出してください。

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒
申請者　住　所
氏　名
電　話（　　）　　－

事　業　計　画　変　更　・　中　止　届　書

年　　月　　日付けにて承諾されました実施計画について、下記事項を変更・中止しますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第７条第１項の規定により届け出ます。

記

所有者	住　　所	
	氏　　名	
建物所在地		
承諾番号		
承諾年月日		
事業名		
変更・中止理由		
変更内容		

【添付図書】　変更の内容がわかる図面等
※注　不要な箇所は、═線で抹消すること。

様式第６号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長　　印

事 業 計 画 変 更 承 諾 書

年　　月　　日付けにて提出のありました事業計画変更届を調査しましたところ適当と認められますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第７条第２項の規定により承諾書を交付します。

記

１　建物所在地

２　事　業　名

３　建 物 用 途

４　構　　造

５　そ　の　他　　事業計画変更届書記載のとおり

※注　事業完了後、速やかに完了報告書及び助成金交付申請書を提出してください。

様式第７号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒
申請者　住　所
氏　名
電　話　（　　）　　－

耐　震　診　断　事　業　完　了　報　告　書

耐震診断事業が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第８条の規定により下記のとおり報告します。

記

耐震診断事業承諾書		承諾番号			
		承諾年月日			
耐震診断者		登録番号		氏名	
		受講講習会等			
建物概要	所在地	各務原市			
	用途		建築年月	年　月	
	構造		階数		
	延べ面積	㎡			

【添付図書】
（１）「耐震診断結果報告書」の写し
（２）「領収書」の写し

様式第８号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒
申請者　住　所
氏　名
電　話　（　　）　　－

耐震診断事業助成金交付申請書

下記の耐震診断事業が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第８条の規定により助成金の交付申請をします。

記

１　助成金の額　　金　　円

２　建物の所在地　　各務原市

３　事　業　名

４　そ　の　他　　耐震診断事業完了報告書のとおり

様式第８号の２（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒
申請者　住　所
氏　名
電　話　（　　）　　－

耐震改修計画策定事業完了報告書

耐震改修計画策定事業が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第８条の規定により下記のとおり報告します。

記

耐震改修計画策定事業承諾書		承諾番号			
		承諾年月日			
耐震改修計画策定者		登録番号		氏名	
		受講講習会等			
建物概要	所在地	各務原市			
	用途		建築年月	年　月	
	構造		階数		
	延べ面積	㎡			

【添付図書】
（１）「耐震改修計画報告書（評定書）」の写し
（２）「領収書」の写し

様式第８号の３（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒

申請者　住　所

氏　名

電　話　（　　）　　－

耐震改修計画策定事業助成金交付申請書

下記の耐震改修計画策定事業が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第８条の規定により助成金の交付申請をします。

記

１　助成金の額　　金　　円

２　建物の所在地　　各務原市

３　事　業　名

４　そ　の　他　　耐震改修計画策定事業完了報告書のとおり

様式第９号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒

申請者　住　所

氏　名

電　話　（　　）　　－

耐震改修工事完了報告書

（第１面）

耐震改修工事が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第８条の規定により下記のとおり報告します。

耐震改修実施承諾書		承諾番号			
		承諾年月日	年　　月　　日		
耐震診断者		登録番号		氏　　名	
		受講講習会等			
建物概要	所在地	各務原市			
	用　　途		建築年月	年　　月	
	構　　造		階　　数		
	延べ面積	㎡	住宅部分の面積	㎡	
	改修区分	・木造住宅　　・分譲マンション　　・特定建築物等（改修・建替え・除却）			
耐震改修設計者	氏　　名				
	資　　格	（　　）建築士（　　）登録　　第　　号			
		岐阜県木造住宅耐震相談士　登録第（　　）号			
		受講講習会等（　　）			
	建築士事務所	名　　称	（　　級）建築士事務所（　　）知事登録　第　　号		
		所在地			
		電話番号		郵便番号	

※注　不要な箇所は、═線で抹消すること。

（第２面）

<table>
<tr><td rowspan="6">工事監理者</td><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">資　　格</td><td colspan="3">（　　級）建築士　　（　　）登録　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="3">岐阜県木造住宅耐震相談士　　登録　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="3">受講講習会等（　　）</td></tr>
<tr><td>建　築　士
事務所名</td><td colspan="3">（　　級）建築士事務所（　　）知事登録　第　　号</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電　話　番　号</td><td></td><td>郵便番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">工事施工者</td><td>所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事　業　所　名</td><td colspan="3">建設業の許可（　　）第　　号</td></tr>
<tr><td>電　話　番　号</td><td></td><td>郵便番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">工期</td><td>着　手　日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td>完　了　日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業費</td><td>工事契約金額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td>助成対象事業費</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">耐震診断結果</td><td>改修前の評点
又はＩｓ値</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>改修後の評点
又はＩｓ値</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

【添付図書】

（１）耐震改修工事の実施後の建物評点が確認できる計算書

（２）「工事請負契約書」の写し

（３）「工事監理委託契約書」の写し

（４）工事請負契約書及び監理委託契約書の「領収書」の写し

（５）耐震改修工事の内容のわかる図面

（６）工事写真（着手前及び完成写真含む）

（７）事業費の内訳書の写し（補助対象内外の区別をしたもの）

（８）その他必要な書類

様式第１０号（第８条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒
申請者　住　所
氏　名
電　話　（　　）　　－

耐震改修工事助成金交付申請書

下記の耐震改修工事を実施しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第８条の規定により助成金の交付申請をします。

記

１　助成対象経費　　金　　円

２　助成金の額　　金　　円

３　建物の所在地　　各務原市

４　事　業　名

５　事業の区分　　・木造住宅耐震改修工事
・分譲マンション耐震改修工事
・特定建築物等耐震改修工事（改修・建替え・除却）

６　そ　の　他　　耐震改修工事完了報告書のとおり

※注　不要な箇所は、═線で抹消すること。

様式第１１号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長　　印

耐震診断事業助成金交付決定通知書

年　　月　　日付けにて申請のありました下記の事業に関する耐震診断の助成金については、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　助成金の額　　金　　円

２　建物所在地　　各務原市

３　事　業　名

４　そ　の　他

様式第１１号の２（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長　　印

耐震改修計画策定事業助成金交付決定通知書

年　　月　　日付けにて申請のありました下記の事業に関する耐震改修計画策定の助成金については、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　助成金の額　　金　　円

２　建物所在地　　各務原市

３　事　業　名

４　そ　の　他

様式第１２号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長　　印

耐震改修工事助成金交付決定通知書

年　　月　　日付けにて申請のありました下記の事業に関する耐震改修工事の助成金については、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　助成金の額　　金　　円

２　建物所在地　　各務原市

３　事　業　名

４　そ　の　他

様式第１３号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒
申請者　住　所
氏　名
電　話　（　　）　　－

耐震診断事業助成金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号　により交付決定のありました耐震診断事業の助成金について、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額　　金　　円

助成金振込先			
金融機関名	銀　　行 信用金庫　　本　店 農業協同組合　　支　店		
預金種目	普通　・　当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

※注　不要な箇所は、═線で抹消すること。

様式第１３号の２（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒
申請者　住　所
氏　名
電　話　（　　）　　－

耐震改修計画策定事業助成金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号　により交付決定のありました耐震改修計画策定事業の助成金について、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額　　金　　円

助成金振込先			
金融機関名	銀　　行 信用金庫　　本　店 農業協同組合　　支　店		
預金種目	普通　・　当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

※注　不要な箇所は、═線で抹消すること。

様式第１４号（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

〒
申請者　住　所
氏　名
電　話　（　　）　　－

耐震改修工事助成金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号　により交付決定のありました耐震改修工事の助成金について、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額　　金　　円

助成金振込先			
金融機関名	銀行・信金 信組・農協		本　店 支　店
預金種目	普通　・　当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

※注　不要な箇所は、═線で抹消すること。
　　代理受領の場合、振込先の記入は不要とする。

様式第１５号（第１１条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

（委任者）住　　所

氏　　名

電話番号（　　）　　－

代理受領申出書

私は、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金の受領を下記の者に委任します。

記

交付決定年月日	年　　月　　日	交付決定番号	第　　号
建物所在地	各務原市		
助成対象事業費	円		
交付申請した助成金額	円		

受領者（事業者）

受領者（事業者）	所在地又は住所			
	名称又は氏名			
	役職・代表者氏名 （個人の場合は、記載不要）			
	代理受領予定額	円		
助成金振込先	金融機関名	銀行・信金 信組・農協		本店 支店
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	ふりがな			
	口座名義人			

〈注意事項〉

① 委任先は、原則、１者としてください。
② 助成金の振込は、適正な請求書を受理してから、約１か月後になります。
③ 助成金の交付対象者と施工業者双方でよく協議した上でご利用ください。